

新座市告示第 143 号

新座市スポーツ施設条例（平成5年新座市条例第2号）第13条に規定する福祉の里体育館の使用料の徴収事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月 / 日

新座市長 並 木



新座市堀ノ内三丁目4番11号
公益社団法人新座市シルバー人材センター
理事長 福島 和男